

(仮称) 印西市立東の原義務教育学校開校準備委員会設置条例

(設置)

第1条 (仮称) 印西市立東の原義務教育学校の開校に向けた準備を円滑に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、(仮称) 印西市立東の原義務教育学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）からの諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 校名、校章、校歌、制服等に関する事。
- (2) 通学路及び通学方法に関する事。
- (3) 教育目標、教育課程等に関する事。
- (4) その他開校に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 印西市立原小学校の教職員の代表者
- (2) 印西市立西の原中学校の教職員の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 地域の代表者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和11年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育部教育政策課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中学校適正配置審議会委員の項の次に次のように加える。

(仮称) 印西市立東の原 義務教育学校開校準備委 員会委員	日額 7, 5 0 0 円
-------------------------------------	---------------

(失効)

3 この条例は、令和 1 1 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う